

## 後援申請についてお願い

### 後援について

- 公益財団法人豊田市文化振興財団（以下、財団）は、営利を目的としない文化事業（以下、事業）について、名義後援を行っています（人的、物的、金銭的な支援を行うことはできません）。申請審査後、約20日以内に申請者に対し通知致します。

### 承認前

- 後援申請に際し、以下の書類が必要です。
  - ①後援等申請書 ②事業概要 ③予算書 ④チラシ等の事業印刷
  - ⑤活動概要 ⑥団体規約(会則) ※個人は不要 ⑦役員名簿※個人は不要
  - ⑧あいさつ文申請書 ⑨賞状等付与申請書 ⑩入場券取扱申請書前年度に後援の承認実績のある事業については、⑤～⑦は必要ありません。  
⑧～⑩は希望者のみ提出してください。
- 印刷物を作成する2ヶ月前に申請してください。
- 承認が決定される前に、名義を掲載した印刷物の配布、掲示等をしないでください。

### 承認後

- 主催者がすべての責任をもち、事業計画から事業の終了までの業務を行ってください。
- 出来上がった印刷物等は、資料として速やかに提出してください。
- 申請内容に変更が生じた際には、必ず後援等変更届を提出してください。
- 事業終了後には、事業報告書を提出してください。

以下、財団登録団体・個人会員の皆様へのご連絡とお願いです。

- ・財団文化事業課のホームページ（<http://www.cul-toyota.com/support/>）に事業情報を掲載することができます。
- ・賞状等付与申請ができます。  
賞を受けられた際は、事業報告書に加えて受賞者報告書の提出が必要です。  
提出がない場合は次回承認が受けられないことがありますので、必ずご提出ください。
- ・豊田市への名義後援・賞の申請手続きを代行します。  
印刷物へは「豊田市」「公益財団法人豊田市文化振興財団」の順に表記してください。
- ・財団理事長、市長（市へも後援を希望する場合のみ）のあいさつ文の申請ができます。  
あいさつ文申請書（別紙）を印刷物作成2ヶ月前までにご提出ください。  
主催者の詳細・催し物の見どころ等、文章作成のための資料が必要です。
- ・チラシ等の印刷物を、財団の管理する交流館など35施設に配布できます。

- 添付書類に不備がある場合、承認までに多くの時間を要することになり、事業開催に支障をきたす場合があります。申請の際には書類の不備のないようご注意願います。



【お問合せ】公益財団法人豊田市文化振興財団 文化事業課  
TEL 0565-31-8804